

第1節 航空災害対策

総務課 保健福祉課 消防課

第1 災害予防計画

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助・救急及び消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間及び休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

2 災害応急体制の整備

(1) 非常参集体制の整備及び関係機関との連携体制

町は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

(2) 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

第2 災害応急対策計画

航空機の墜落事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

1 情報の収集・連絡・通信の確保

(1) 情報の収集及び報告

ア 町は、航空機や無人航空機、画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

イ 町は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに佐久地域振興局へ連絡する。

(2) 応急活動対策の情報収集

町は、応急対策の実施状況について県との情報交換を行うとともに、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

町は、災害の規模等により、町の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に基づき、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

(3) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

3 搜索、救助・救急及び消火活動

(1) 搜索活動の実施

町は、県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関と消防団との連携による搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(2) 消火、救助活動の実施

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防活動」及び第9節「水防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や小諸北佐久医師会、日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

4 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第26節「災害広報活動」の定めるところによるほか次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 航空災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 航空災害の状況

イ 旅客及び乗務員等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

オ 航空輸送復旧の見通し

カ 避難の必要性等、地域に与える影響

キ その他必要な事項

第2節 道路災害対策

総務課 建設水道課 消防課

第1 災害予防計画

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生ずることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

1 道路・橋りょう等の整備

- (1) 町は、施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- (2) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

2 災害応急体制の整備

町は、関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関との連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

第2 災害応急対策計画

町は、自然災害・道路事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止める。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

1 災害情報等の収集・連絡

大規模な道路災害が発生したことを覚知したときは、直ちにパトロールによる災害状況の調査を行い、県及び関係各機関に報告する。

2 救助・救急、消火活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防活動」及び第9節「水防活動」に定めるとおり救助・救急、消火活動を実施する。

3 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

4 災害応急対策の実施

(1) 応急活動の実施

町は、町内の道路（橋りょう等を含む。）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

(2) 協力体制の確立

町は、必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

5 関係者への情報伝達活動

町は、道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、パソコンネットワークサービス会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

6 自衛隊災害派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

7 広域応援要請

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県への応援を要請する。

8 被害拡大防止措置

町は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

(1) 通行禁止又は制限

ア 事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

イ 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

ウ 道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

(2) 道路利用者及び住民等への広報

町は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は防災行政無線、みよたメール配信サービス、広報車、緊急速報メール、町公式SNS等により広報を行う。

第3節 鉄道災害対策

総務課 建設水道課 消防課

第1 災害予防計画

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

1 踏切道の保守・改良

町は、県及び関係機関と連携して、踏切道の改良のため、次の対策の実施に努める。

- (1) 踏切道の立体交差化
- (2) 踏切道の構造の改良
- (3) 踏切保安設備の整備

2 鉄道施設周辺の安全の確保

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。

3 被害の拡大を防止するための事前の措置

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

4 情報収集・連絡体制の整備

- (1) 町は、県及び関係機関と、事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日ごろから相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。
- (2) 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に備え、相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立する。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

- (1) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
- (2) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておくものとする。

6 緊急輸送活動のための体制の整備

町及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第2 災害応急対策計画

町は、大規模鉄道事故が発生した場合、利用者及び住民等の生命、身体を守るため、直ちに適切な応急活動を実施する。

1 鉄道事故情報等の連絡

- (1) 町は、県及び関係機関と協力し、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- (2) 発見又は連絡に基づき、町及び県は直ちに、警戒体制の強化、指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。
- (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

2 活動体制及び応援体制

(1) 広域応援体制

ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、県及び他市町村に応援を求める。

イ 他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

(2) 自衛隊派遣要請

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 救急・救助・消火活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防活動」及び第9節「水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

4 関係者等への情報伝達活動

町は、県及び関係機関と緊密な連絡を取り合いながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族・一般住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、パソコンネットワークサービス会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第4節 危険物等災害対策

総務課 保健福祉課 建設水道課
消防課

第1 災害予防計画

危険物等の漏えい・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全の確保や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

1 危険物等関係施設の安全性の確保

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握する。

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(7) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(4) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 消火資機材の整備促進

町は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。

(2) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

(3) 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等を行うとともに、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

(2) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、

連携を図る。

- (3) 給水車、給水タンクの整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備する。

第2 災害応急対策計画

本節では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除き、本節に定めるところによる。

1 災害情報の収集・連絡活動

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

〔事業者〕

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡する。

2 災害の拡大防止活動

(1) 共通事項

危険物等の漏えい・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

(2) 危険物関係

危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは、直ちに佐久広域連合消防本部に通報する。

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、町域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

(3) 毒物・劇物関係

ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 消防機関は、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

3 危険物等の大量流出に対する応急対策

- (1) オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。
- (2) 飲料水汚染のある場合は、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (3) 環境モニタリングを実施する。
- (4) 取水箇所に変異が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

第5節 林野火災対策

第1 災害予防計画

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象現象によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を確立し、林野火災対策計画に基づく予防対策を実施して活動体制等の整備を図る。

1 林野火災に強いまちづくり

(1) 林野火災対策計画の確立

町は、関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

ア 特別警戒実施計画

- (7) 特別警戒区域
- (4) 特別警戒時期
- (7) 特別警戒実施要領

イ 消防計画

- (7) 消防分担区域
- (4) 出動計画
- (7) 防御鎮圧要領

ウ 資機材整備計画

エ 防災訓練の実施計画

オ 啓発運動の推進計画

(2) 予防対策の実施

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

町は、林野火災予防のため、次の事業を行う。

ア 防火思想の普及

- (7) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- (4) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。
- (7) 自主防災組織の結成を促進する。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- (7) 林野火災発生危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
- (4) 林野火災予防マップ作成の推進を図る。
- (7) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- (エ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

ウ 山地防災ヘルパー及び現地出張した職員等による巡視

エ 林野所有（管理）者に対する指導

- (7) 火の後始末の徹底
- (4) 防火線・防火樹帯の設置
- (7) 自然水利の活用による防火用水の確保
- (エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法の確立
- (ウ) 火災多発期における見回りの強化
- (カ) 消火のための水の確保等

オ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定書（資料2－1参照）及び長野県市町村災害時相互応援協定書（資料2－2参照）等に基づく応援体制の整備

2 林野火災防止のための情報の充実

(1) 気象情報の収集体制の整備

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

(2) 林野火災関連情報等の収集体制の整備

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、ヘリコプター等により、林野火災発生危険性の高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

防災行政無線、みよたメール配信サービス、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。

また、状況に応じてヘリコプター又は車両による現地情報の収集体制を整備する。

(2) 災害応急体制の整備関係

職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

ア 職員の参集等活動体制の確認を行う。

イ 長野県消防相互応援協定書（資料2－1参照）、長野県市町村災害時相互応援協定書（資料2－2参照）等の要請方法について確認を行う。

(3) 消火活動関係

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

ア 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

イ 空中消火基地及び取水用河川等の利用可能状況を把握する。

(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

ア 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2 災害応急対策計画

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 林野火災の警戒活動

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域住民及び入林者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火入れによる出火を防止するため、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

ウ 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹流し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

2 発災直後の情報の収集・連絡活動

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、次の活動を行う。

(1) 県に対するヘリコプターによる偵察の要請(第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計

画」参照)

(2) 職員の災害現場への派遣

3 活動体制の確立

関係機関との連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

- (1) 災害現場に派遣された職員による状況報告
- (2) 消防本部からの県への火災即報の送信
- (3) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施
- (4) 林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

4 消火活動

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

町は、林野火災が、その発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずる。

- (1) 出動部隊の出動区域
- (2) 出動順路と防御担当区域
- (3) 携行する消防機材及びその他の器具
- (4) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (6) 応急防火線の設定
- (7) 救急救護対策
- (8) 住民等の避難
- (9) 空中消火の要請

5 自衛隊災害派遣要請

第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

6 広域応援要請

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請する。

7 二次災害の防止活動

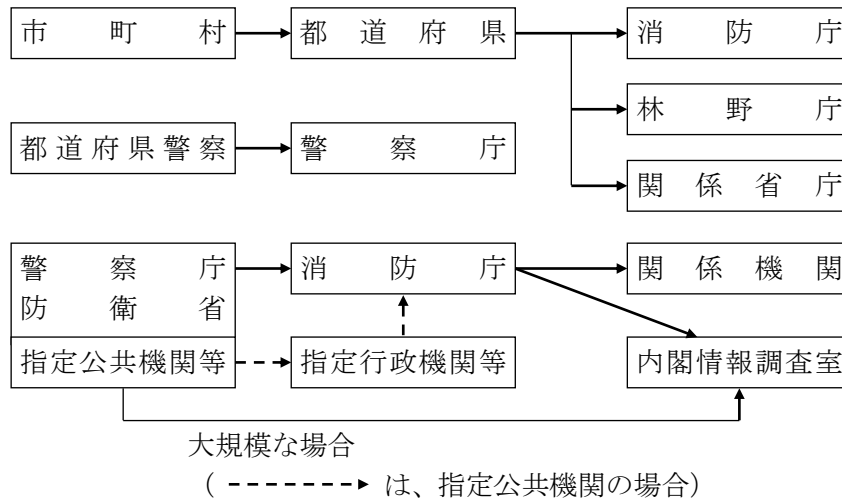
林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

第3 災害復旧計画

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。特に、消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

林野火災における連絡体制

(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡

